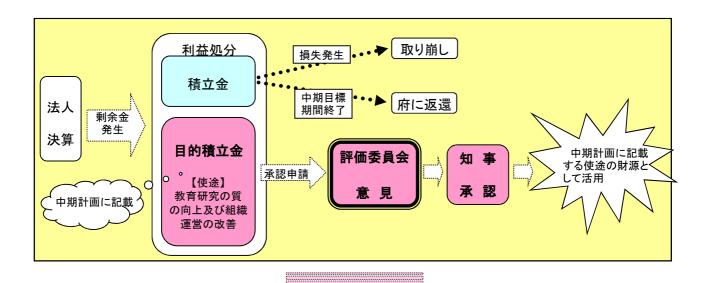
平成26年度決算における利益処分について

1 制度概要

地方独立行政法人法では、損益計算において発生した剰余金は「積立金」として整理 (第40条第1項)し、将来、損失を生じたときに取り崩すこととされている(同条第2項)。 ただし、評価委員会の意見を聴取のうえ(同条第5項)、知事の承認を受けた金額については、「目的積立金」として翌事業年度以降へ繰り越し、中期計画に記載の使途に充てることができるとされている(同条第3項)。



2. 承認の基準

地方独立行政法人法第40条第3項の「設立団体の長の承認」は、以下の要件に照らし、法人の経営努力によると認められる場合とする。

ただし、決算剰余金のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額とする。

- ① 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果 発生した利益(教職員人件費、管理的経費の抑制等)
- ② 運営費交付金対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益 (学生納付金、獣医臨床センター収入等)
- ③ 運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益 (受託・共同研究収入等)

なお、大学、高専の各学生収容定員に対して、在籍者が一定率(*)を充足しない場合は、 相当額を運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標終了時に府に返還すること とする。(*国立大学法人に準じて、90%)

3. 平成26年度の利益処分について

平成26年度の剰余金については、全額が現金の裏付けのない剰余金に当たるため、 知事の承認を必要とする目的積立金への積立額はありません。